

## 横浜市企業立地等促進特定地域における支援制度(企業立地促進条例)

### 1. 【取得型】建物を新築・増築・取得する場合等

<b>【対象地域】</b> 1) みなとみらい21地域 2) 横浜駅周辺地域 3) 関内周辺地域 4) 新横浜都心地域 5) 港北ニュータウン地域 6) 京浜臨海部地域 7) 臨海南部工業地域 8) 内陸南部工業地域 9) 内陸北部工業地域	<b>【対象事業者】</b> 特定地域に固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得(投下資本額が10億円以上(中小企業は1億円以上)して、事業所(本社、研究所、工場、事務所その他これらに類するもの)、観光・MICE施設、賃貸ビルの設置等をする者  ※6～9の特定地域においては、次のいずれかに該当すること ア 環境・エネルギー、医療・健康の産業分野に該当する事業者 イ 自然科学研究の分野に該当する事業者 ウ 日本標準産業分類の製造業に該当する事業者 エ 上記ア～ウの事業者に賃貸する者 ※このほかにも一定の要件あり
---	--

#### 【支援内容】

##### ≪税軽減≫

投下資本額が10億円以上(中小企業は1億円以上)の場合、軽減対象事業者の固定資産税・都市計画税を5年間2分の1に軽減

##### ≪助成金≫

投下資本額が50億円以上(中小企業は5億円以上)の場合、税軽減とともに、土地・家屋・設備の取得費(建設費)等をもとに算定した助成金を交付

【助成率】本社・研究所 : 投下資本額の8～12%(対象地域や産業分野により異なる)

観光・MICE施設 : 投下資本額の12%(対象地域1のみ)

賃貸ビル : 投下資本額の10%(対象地域1、2のみ)

工場・賃貸工場・賃貸研究所 : 投下資本額の8%

事務所 : 投下資本額の5%

【上限額】家屋・設備 : 40億円(対象地域1、2の本社・研究所、観光・MICE施設、賃貸ビル以外は10億円)

土地 : 10億円

※市民雇用や市内発注の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり。

### 2. 【テナント型】建物を賃借する場合

<b>【対象地域】</b> 1) みなとみらい21地域 2) 横浜駅周辺地域 3) 関内周辺地域 4) 新横浜都心地域 5) 港北ニュータウン地域 6) 京浜臨海部地域 7) 臨海南部工業地域	<b>【対象事業者】</b> 特定地域に、事業所を賃借して、一定規模以上の本社機能等(研究所を含む)を市内に初めて設置する者(市内本社等の拡張も一定要件で対象となります)  <b>≪主な要件≫</b> ア 従業者数が100人以上増加 イ 経常利益が直近の3年間で3億円以上又は1年間で1億円以上 ウ 製造業、環境・エネルギー、医療・健康の分野を営む事業者(対象地域6、7のみ)
---	--

#### 【支援内容】

##### ≪助成金≫

【助成金】法人市民税(法人税割額)相当額を3～4年間(外資系企業4～5年間)

【上限額】1億円/年

※市民雇用の実績に応じて助成金を上乗せする制度もあり。

#### 問合せ

対象地域1 : 横浜市都市整備局都心再生部みなとみらい21推進課 (045)671-3517

対象地域2～5 : 横浜市経済局成長戦略推進部誘致推進課 (045)671-2594

対象地域6～9 : 横浜市経済局成長戦略推進部産業立地調整課 (045)671-2590

## 横浜市成長産業立地促進助成制度

### 1. 市内初進出

<b>【対象地域】</b> 横浜市内	<b>【対象事業者】</b> 1) 環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE等の横浜市が指定する成長分野の企業等(新規設立含む) 2) IT、製造業等の横浜市が指定する成長産業を支える重点分野の企業(新規設立含む)  <b>≪主な要件≫</b> ア 従業員60人以上又は床面積1,000m <sup>2</sup> 以上 イ 従業員30人以上又は床面積300m <sup>2</sup> 以上 ウ 従業員5人以上又は床面積100m <sup>2</sup> 以上
<b>【支援内容】</b> <b>≪助成金≫</b> 1) 賃借料の12か月相当額、限度額：1,000万円 2) 賃借料の6か月相当額、限度額：500万円 3) 賃借料の3か月相当額、限度額：150万円	

## 2. 拡張移転特例

## 【対象地域】

横浜市内

## 【対象事業者】

次のどちらかに該当する企業で、本社機能を市内で拡張する企業

- 1) 環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE等の横浜市が指定する成長分野の企業
- 2) IT、製造業等の横浜市が指定する成長産業を支える重点分野の企業

## 《主な要件》

移転後の床面積が移転前より300m<sup>2</sup>以上増加かつ2倍以上又は  
移転後の従業員数が移転前より30人以上増加かつ2倍以上

## 【支援内容】

《助成金》 賃借料の6か月相当額、限度額：500万円

## 問合せ

横浜市経済局成長戦略推進部誘致推進課 (045)671-2594

## 横浜市中小製造業設備投資等助成制度

※平成29年度の募集は終了しました。平成30年度以降については下記問合せ先へお問い合わせください。

## 【対象地域】

横浜市内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業専用地域、工業地域、準工業地域及び各申請区分に対応した指定地域

## 【対象事業者】

## ●設備投資型

- (1) 横浜市内の工業系用途地域(工業専用・工業・準工業地域)及び第1種・第2種住居、準住居、近隣商業、商業地域、市街化調整区域に立地する既存工場への設備投資であること
- (2) 対象経費を負担していること(リースも対象)

## ●所有型・賃借型

- (1) 横浜市内の工業系用途地域(工業専用・工業・準工業地域)に立地する工場への設備投資であること
- (2) 対象経費を負担していること(リースは対象外)

## 《共通要件》

- ・ 製造業を営んでいること
- ・ 中小企業であること。ただし、個人事業主及びみなし大企業を除く
- ・ 創業から12か月を経過し、かつ製造業を営んで12か月を経過していること
- ・ 市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がないこと
- ・ 平成26～28年度に横浜市中小製造業設備投資等助成制度を利用していないこと(除外要件あり)
- ・ 財務状況が著しく悪くないこと
- ・ 横浜市暴力団排除条例等に基づき、暴力団、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある法人等でないこと
- ・ 工場を操業するにあたって関連する法令及び条例等を順守していること

## 【支援内容】

## 《助成金》

## 1. 設備投資型

【限度額】1,000万円

【最低投資額】生産設備：200万円、IoT等を用いた工場の見える化に資する投資：100万円、操業環境改善に資する設備：100万円

【助成率】生産設備：対象経費の10～30%、IoT等を用いた工場の見える化に資する投資：対象経費の20～30%、操業環境改善に資する設備：20～30%(投資の目的及び対象経費の金額により助成率が異なります)

※設置工事費及びIoT等の導入にかかるコンサルティング費用には、10%の助成率が適用

## 2. 所有型

【限度額】1,000万円

【最低投資額】1,000万円

【助成率】土地又は建物を取得した経費の10～30%(投資の目的により助成率が異なります)

## 3. 賃借型

【限度額】200万円

【最低投資額】月額賃借料10万円

【助成率】月額賃借料の3か月分

## 問合せ

横浜市経済局中小企業振興部ものづくり支援課 (045)671-2597